

諮問実施機関：滋賀県知事（琵琶湖環境部循環社会推進課）

諮問日：平成 29 年 1 月 19 日（諮問第 135 号）

答申日：平成 30 年 3 月 30 日（答申第 114 号）

内容：「〇〇〇〇の不法投棄、不適正処理に関する一切の情報等」の公文書非公開決定に対する審査請求

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、請求 1 に対して行った決定の部分を取り消すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成 28 年 11 月 21 日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、次のとおり、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求 1 〇〇〇〇の不法投棄、不適正処理に関する一切の情報（行政指導、改善命令、措置命令）

請求 2 同社が取り扱っている汚染土壌の処理に関する一切の情報

2 実施機関の決定

平成 28 年 12 月 2 日、実施機関は、請求 1 に対して、条例第 9 条の規定に基づき対象公文書の存否を明らかにしないとし、また、請求 2 に対して、対象公文書が存在しないとして、条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

平成 28 年 12 月 8 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件処分は、当該部分を公開すべきであるにもかかわらずなしたもので、違法な処分であり、取り消されるべきである。

実施機関は、〇〇〇〇への立入調査に関する情報、周辺的生活環境調査に関する情報、不法投棄や不適正処理に関する情報のほか、不法投棄や不適正処理の通報をどのように処理したのかの情報もあると思われる。

実施機関は、廃棄物処理法で実施機関に付与されている諸々の監督権限を誠実に、かつ適切に行行使していることを実施機関は県民等に公表すべき義務がある。およそ「火のないところに煙は立たない」のであり、優良業者であれば、不法投棄や不適正処理の通報を受けることはないのは経験則である。

存否応答拒否は、個人情報の中でも高度に機微な情報に限って許されるものであり、それ以外の情報に適用することは許されない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 非公開理由について

(1) 請求1に対する存否応答拒否について

請求1は、〇〇〇〇という特定の法人に係る産業廃棄物の不法投棄および不適正処理（以下「不法投棄等」という。）に関する情報が記載された公文書の公開を求めるものであるため、実施機関が対象公文書の有無を明らかにすれば、当該法人について、実施機関が不法投棄等の通報を受けているという事実や不法投棄等に係る調査を行っているという事実の有無が明らかになるものと言える。

そして、仮に不法投棄等の事実が判然としない段階において、こうした情報を明らかにすれば、不法投棄等に係る通報の真偽や不法投棄等の有無にかかわらず、当該法人により、いかにも事実として不法投棄等が行われているかのような誤った印象を取引先等に与えるおそれがあり、結果として、当該法人の社会的評価が損なわれ、今後の事業運

営に支障が生じるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと言える。

したがって、当該法人を行為者とする不法投棄等に関する公文書の存否についての情報は、条例第6条第2号アに規定する非公開情報に該当することから、条例第9条の規定により対象公文書の存否を明らかにしないとして非公開とした。

(2) 請求2に係る対象公文書の不存在について

汚染土壌の処理については、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定により、汚染土壌処理施設毎に当該汚染土壌処理施設の所在地を管理する都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。

〇〇〇〇の汚染土壌処理施設は、中核市である大津市に所在しており、その許可等の権限は、土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第8条の規定により大津市長にあって滋賀県知事にはないことから、実施機関においては、当該法人が取り扱っている汚染土壌の処理に関する公文書は保有しておらず非公開とした。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件審査請求について

本件公開請求は、〇〇〇〇の不法投棄等に関する文書および同社の汚染土壌の処理に関する文書の公開が求められたものである。

実施機関は、〇〇〇〇の不法投棄等に関する文書については、当該公文書の存否を明らかにすれば、条例第6条第2号アの非公開情報を公開することになるため、その存否を明

らかにしないと、また、同社の汚染土壌の処理に関する文書については、保有しておらず不存在であるとしているが、審査請求人は、これを不服としていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 請求1に対する存否応答拒否について

ア 条例第9条について

条例第9条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができる」と規定している。

公開請求があったときには、原則として公文書を公開しなければならないものであるが、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるような場合がある。条例第9条は、こうした場合において、非公開情報の保護利益を守るため、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることとしたものである。

イ 条例第6条第2号アについて

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

ウ 存否応答拒否の妥当性について

実施機関は、請求1に対して対象公文書の存否を明らかにすれば、〇〇〇〇について不法投棄等に係る調査を行っているなどの事実の有無が明らかになるとし、不法投棄等の事実が判然としない段階において、こうした情報を明らかにすれば、不法投棄等に係る通報の真偽や不法投棄等の有無にかかわらず、当該法人がいかにも事実として不法投棄等を行っているかのような誤った印象を取引先等に与えるおそれがあると主張している。

確かに、一般には、実施機関による調査中であるなど、特定の法人による不法投棄等の事実が判然としておらず、また、当該法人による関与の疑いが県民等に明らかになっているとは言えない段階においては、当該法人に関する通報や調査の記録等の存否を明らかにすれば、いかにも当該法人が不法投棄等を行っているかのような印象を県民等に与え、当該法人の社会的評価を損なうおそれがあることは考えられる。

しかしながら、本件公開請求書の「請求する公文書の名称または内容」欄には、「〇〇〇〇の不法投棄、不適正処理に関する一切の情報（行政指導、改善命令、措置命令）」と記載されているところ、審査請求人が、「不法投棄等の事実が判然としない段階」

の事案に係る文書のみを公開を求めていたと判断すべき事情は見当たらず、請求1は、特定法人の不法投棄等に関するあらゆる文書の公開が求められたものであると認められる。

そうすると、実施機関の主張する非公開理由については、事実関係が確定した段階以後の事案に係る文書については何ら考慮していないなど、本件処分は、本来、本件公開請求によって求められていたものよりも、対象とする公文書の範囲を限定して行われたものと判断せざるを得ない。

また、実施機関は、本件調査審議の過程において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき改善命令または措置命令を発出した場合には、その対象者を公表するとしているところであり、〇〇〇〇に係るこうした文書の存否を公にしたとしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないことは明らかである。

これらのことからすると、請求1に対する決定においては、実施機関による対象公文書の特定が適切に行われていないものであると言え、請求1に対して存否応答拒否を行う理由があるものとは認められない。

存否応答拒否を行うに当たっては、県民等の請求権を侵すことがないように厳格な解釈が求められ、濫用することのないよう注意を要するものであるが、本件処分においては、公開請求者への請求内容の確認等も行われていないとのことであり、実施機関の対応は慎重さを欠いたものであったと言える。

したがって、実施機関は、請求1の対象とする公文書について適切に特定を行った上で、情報の類型毎に存否応答拒否の要否を慎重に検討し、改めて決定を行うべきである。

(2) 請求2に係る対象公文書の不存在について

実施機関は、〇〇〇〇の汚染土壌の処理に関する文書については、知事に汚染土壌処理施設に係る許可等の権限がないため、保有していないものであると主張している。

実施機関によれば、〇〇〇〇の汚染土壌処理施設は、中核市である津州市に所在しており、当該汚染土壌処理施設に係る許可等の権限は、土壌汚染対策法施行令第8条の規定により、実施機関ではなく、津州市長が有しているとのことである。

このことからすると、請求2に係る対象公文書は保有していないとする実施機関の主張には、不自然、不合理な点があるとは言えず、また、実施機関が当該文書を保有しているものと判断すべき証拠等も見当たらない。

したがって、請求2に対して、対象公文書が存在しないとした実施機関の決定は妥当であると認められる。

4 付言

実施機関は、当審査会における口頭説明において、本件処分を行った後に生じた事実

基づき、本件処分時における事実関係を説明していたことが認められる。処分後に生じた事実が、当該処分の理由等の根拠となり得ないことは言うまでもなく、こうした正確性を欠いた説明は、当審査会の調査審議を混乱させかねないものである。

実施機関においては、今後、このようなことがないように、より一層の慎重な対応に努められたい。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成 29 年 1 月 19 日	・実施機関から諮問を受けた。
平成 29 年 1 月 24 日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
平成 29 年 5 月 12 日 (第 256 回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成 29 年 7 月 14 日 (第 258 回審査会)	・実施機関から公文書非公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成 29 年 12 月 22 日 (第 263 回審査会)	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成 30 年 2 月 5 日 (第 264 回審査会)	・事案の審議を行った。
平成 30 年 3 月 1 日 (第 265 回審査会)	・答申案の審議を行った。
平成 30 年 3 月 26 日 (第 266 回審査会)	・答申案の審議を行った。